

身体拘束廃止のためのガイドライン

社会福祉法人紀和福祉会
介護老人福祉施設やまぼうし

身体拘束廃止のためのガイドライン

2019.12.01 改定

1. 基本方針

- 1) 「入居者の安全を確保する」という目的のためであったとしても、“身体拘束”は用いない。
- 2) 身体拘束や行動制限の適用が検討されるような状況に際しては、それらを除外して方策の検討を行う。
- 3) 前述のような状況にあっては、医療、栄養、介護、リハビリ、福祉等の専門的視点、かつ人的、環境的、技術的資源を総動員して「入居者の安全確保」にあたる。

2. 考え方の背景

身体拘束は、転倒・転落の予防あるいは医療上必要なカテーテル等の自己抜去を防ぐ方策として、あくまでも医療または介護サービス利用者の安全を確保する目的として行われてきた経緯がある。しかし同時に、身体拘束や行動の制限が人間としての尊厳を著しく侵すばかりではなく、身体および精神にも多大な悪影響を及ぼす危険性があるという矛盾を理解すべきである。

本来、利用者の安全を確保するために行う身体拘束が、当人やその家族に精神的苦痛を与えるばかりか、認知症の進行、せん妄の頻発、心身機能の低下をもたらし、ベッド柵を乗り越えての転落や拘束具による窒息などのより大きな事故に繋がる危険性さえある。

身体拘束は原則廃止であっても、緊急・やむを得ない場合の例外として、「切迫性」、「非代替性」、「一時性」の3原則を満たしていれば、身体拘束はやむを得ない措置として、本人・家族の同意を得ることで認められている事が多い。

私たちは、前述の「身体拘束例外三原則」および「本人・家族の同意」を免罪符とし身体拘束を許容しないよう、身体拘束廃止に固い決意をもって臨まなければならない。

「本人に危険が及ぶ可能性がある」、「身体拘束以外に方法が思いつかない」、「一時の間だけ」という解釈は拘束容認の安易な判断を招く危険性がある。また、「本人に身体拘束の同意が得られる」場面が想像できないこと、「家族の同意」についても、断ることができない見えない圧迫感を与えての結果ではない、という疑いを排除できないことから、本人・家族による身体拘束同意書あるいは確認の有効性に大きな疑問を抱かざるを得ない。

したがって、私たちは“身体拘束ゼロ”を実践する、との固い決意の下で、入居者に対する介護サービスの提供を行う。

3. 身体拘束禁止の対象となる具体的な行為

介護保険指定基準において禁止の対象となっている行為は、「身体拘束その他入所者（利用者）の行動を制限する行為」であり、具体的には次のような行為が挙げられる。

- 1) 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- 2) 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- 3) 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- 4) 点滴・経管栄養等チューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- 5) 点滴・経管栄養等チューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- 6) 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型拘束帶や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- 7) 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- 8) 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- 9) 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひもで縛る。
- 10) 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- 11) 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

4. 身体拘束ゼロに向けての体制

1) 身体拘束ゼロ委員会の設置

身体拘束ゼロ委員会を設置し、介護現場からの身体拘束必要性についての意見把握及び改善方法の検討・提言。万が一、身体拘束を行わなければならぬ状況の遭遇した場合の手続きの検討。身体拘束ゼロに向けての全職員への教育指導を行う。

2) 身体拘束ゼロ委員会の構成員

- ①管理者
- ②医師
- ③生活相談員
- ④介護支援専門員
- ⑤看護職員
- ⑥機能訓練指導員
- ⑦管理栄養士
- ⑧介護職員

3) 身体拘束ゼロ委員会の開催

- ① 3か月に1回の定例開催
- ② 緊急時は臨時に委員を招集・開催

5. 万が一、やむを得ず身体拘束を行う必要が生じたときの手続き

1) 緊急身体拘束ゼロ委員会の開催

構成委員に加えて、関係ユニットのリーダー（もしく代理）を交えて、以下の3点について確認した上で、他に試みる対策が無いか検討。

①入居者本人あるいは他の入居者に生命あるいは重大な怪我が及ぶ危険性が高い（切迫性）。

②身体拘束その他の行動制限を行う以外に、代替する方法がない（代替性）。

③身体拘束その他の行動制限が一時的であると判断できる場合（一時性）。

2) 管理者の最終判断

当該委員会での検討を経て、最終的に入居者の安全を確保するために、他に手立てが見つからないと判断した場合、管理者の最終判断で最低限の身体拘束を選択する。

3) 入居者本人あるいはその家族に説明し同意を得る

本人に同意が得られるかどうかは不明な状況であっても、本人に理解が得られるよう説明に努力を尽くす。かつ、家族に緊急性の状況、拘束の方法、拘束時間について電話連絡にて説明し、同意を得た後、文書での説明と同意を得る。

4) 拘束時間

連続して長時間の拘束が予想される状況にあっては、身体拘束ゼロ委員会を開催し、再検討を行う。

5) 拘束の解除

拘束中は常に入居者の心身の状況を見守り、不測の事態を避けること。また常に解除の可能性を模索すること。解除した後も心身の状況を観察し、心理的、身体的ダメージを確認すること。

6) 記録と再検討（カンファレンス、身体拘束ゼロ委員会）

身体拘束に至った経緯、緊急性の状況、例外三原則の適用、拘束時の利用者の心身の状況、拘束の継続時間等を記録する。また、家族からの要請があれば、当該記録を隨時提示するものとする。

6. 身体拘束ゼロに関する職員教育および研修について

すべての職員に対して、年に1回以上、人権尊重と身体拘束ゼロについての研修を行う。また、新入職員についてはその都度、同様の研修を実施する。

7. 身体拘束をしないことによる事故の危険性についての説明と同意について

以下の点について、入居者の入居時に身元引受人（家族等）に十分な説明の上理解と同意を得ておくこと。

- ①当施設は「身体拘束および行動抑制」を行わない方針であること。
- ②「身体拘束等」以外の方法で、入居者の安全を守るために全力を尽くすこと。
- ③「身体拘束等」を行わないことで、転倒や転落その他の事故が生じる可能性があること。
- ④事故の可能性がありながら、あえて「身体拘束等」を禁じている理由は、「身体拘束等」によって生じる様々な問題の方が、「身体拘束等」を行わないことで生じる事故よりもより深刻であると考えていること。

本来、「身体拘束」は入居者自身の安全を守るために、やむを得ず行われる行為です。しかし実際には、人としての尊厳を蹂躪するだけでなく、より大きな事故に発展する危険をはらんでいる行為でもあります。

私たちは“身体拘束”を安全確保の方法として認めていません。“身体拘束”によって生じる様々な問題が、“身体拘束”をしないことによって生じる事故等のリスクよりも深刻である、との考え方から、「身体拘束ゼロ介護」を選択しています。

一方で、「身体拘束をしない」ということは、入居者自身による動作や行動・行為による事故の可能性が高い状態にあるということでもあります。

私たちは、身体拘束の対象となるような動作や行動について、環境や設備による対応、介護方法の工夫、介護技術等、入居者の安全の確保に努めますが、それでも事故の可能性が無くなるということではない、という点について、入居者ご本人およびご家族のご理解をお願いします。

